

令和2年6月17日

所 属	高齢介護課	障害福祉課
所属長	友弘 真由美	田岡 清
電 話	06-6489-6356	06-6489-6397

重度心身障害者（児）福祉タクシー利用料助成事業等における遡及適用について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から外出を自粛したことに伴い、福祉タクシーチケット等の更新手続きを延期したとの申し出があった利用者について、緊急事態宣言や不要不急の外出自粛要請の状況を鑑み、一定の配慮を行うことが適当と判断し、特例的な取扱いを行います。

2 対象事業

- (1) 重度心身障害者（児）福祉タクシー利用料助成事業
- (2) 重度身体障害者（児）リフト付自動車派遣事業
- (3) 高齢者移送サービス事業

3 取扱内容

福祉タクシーチケット等の交付枚数は年間48枚（4枚×12ヶ月）としており、申請月に応じて経過月分を差し引いて交付していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4月・5月は更新手続きを延期したとの申し出があった場合に経過月分を差し引かず、48枚を交付するものです。

4 受付期間

6月17日から6月30日まで

5 その他

5月以降に更新手続きを行い、既に経過月のチケットを差し引いて交付済の利用者に対しては、説明文書を送付し、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛によって更新手続きを延期したとの申し出があった場合、差し引いたチケットを郵送にて交付します。

以 上